○叙勲

旭日単光章を授ける（二年十二月三十一日）
鈴木　賢也
木下　成三

旭日双光章を授ける
菅沼　章生
山本　重利

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
菅野　健

旭日単光章を授ける（一月二日）
山口　修

旭日双光章を授ける
竹内　洋
中山慶惠子

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月三日）
松永　清男
清水　明

（信州大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
岸本　憲明

瑞宝小綬章を授ける
伊藤晴一郎
菊地　陞
小池　二朗
小池　直樹
田中　巽
野中　邦夫
町口　篤弘
久保園　悟
高橋　通夫
古山　哲

瑞宝双光章を授ける（各通）
梅本健四郎
児玉　光雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二年十二月三十一日）
齋藤　秀哉

（北海道大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
後藤新八郎

瑞宝小綬章を授ける
新江　良一
池内　敬二
小野　厚
野村　典三
村田　英和
太田　予一
町田　量夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
養藤　了文
阿部　幸市
柴崎　信義
竹谷　幸雄
宮崎　義一
須藤　春三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
和田　幸浩

（外務事務官）
瑞宝小綬章を授ける
足立　喜一
加藤　康人
諸石　幸夫

（豊田市公立学校長）
黒岩　茂雄
佐藤　正之

瑞宝双光章を授ける（各通）
木村勇三郎
小暮　功
安田　一夫
渡辺　久良
松本　泰典

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二日）
青木　茂
別府　増大
泉　敏明
松本　修司
大坪　忠義

瑞宝双光章を授ける（各通）
石川　邦雄
永吉　孝男
長谷川謙三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三日）
松本　功

瑞宝双光章を授ける
田中　道郎

瑞宝単光章を授ける（以上一月四日）
笠井　英信

瑞宝単光章を授ける（一月五日）

褒　賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

八木　良司
林　由香里
小林　正道
宮城　義昌
堀内　浩一
伊藤　澄夫
菅野　勲
中林　忠良
吉川　隆
伊原　乙彰
池田　良二
神藏　信幸
古太刀利文
小原　喜雄
西島　隆弘
川田　浩
鳥尾　勝江
幸山　繁信
伊藤　信夫
浜崎　歩
藤原繁太郎
宮崎　純一
水原　一夫
樋口百合子
新宮　十郎
堀井　晴夫
水島　正孝
神津　公彦
高橋　一生
村越　圭子
田中由紀恵
徳増　秀樹
香取　慎吾

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

村上　茂子
三尾　和哉
香山万里惠
鳥尾　耕平
中居　正広

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

中村　和男
四方　祥樹
石川　康晴
友田多喜雄
木下　盛好
太田　順康
土井　四郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

菅　裕明
浅田稲一郎

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社市川組
株式会社本田組
塩尻鉄工株式会社
テオテックスグループホールディングス株式会社
株式会社オーク
小松マテーレ株式会社
株式会社ワンアンドディホールディングス
伊藤ハム株式会社
株式会社富士メガネ
株式会社望月塗工
株式会社マミーマート
株式会社リクシル
岡北生コンクリート工業株式会社
株式会社カルファイン
平林金属株式会社
株式会社ニトロプラス
株式会社ナイカイアーキット
ウエストジャパン興業株式会社
くにうみアセットマネジメント株式会社
医療法人社団藤田病院
株式会社寿ホールディングス
ミヤリサン製薬株式会社
株式会社テライ
三谷産業株式会社
一般社団法人日本競走馬協会
株式会社高速産業
株式会社メイクス
ひかりのくに株式会社
株式会社エイケイ
有限会社栄工業所
株式会社サミットインターナショナル
株式会社エイチ・アイ・エス
アカサカ双樹合同会社
株式会社アーネストワン
株式会社アーキビジョン二十一

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和三年一月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小泉寛遺族　小泉美和子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系碓氷川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和３年２月９日

関東地方整備局長　土井　弘次

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　倉庫・物置小屋内の収納物、その他放置物件多数（国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に備え付けた保管工作物等一覧簿のとおり）

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　群馬県高崎市下豊岡町地先の一級河川利根川水系碓氷川河川敷

(2)　当該工作物を除却した日　令和３年１月12日から令和３年１月13日まで

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和３年１月12日

(2)　保管の場所　群馬県高崎市佐野窪町地先

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所高崎出張所に申し出ること。

5　問い合わせ先　群馬県高崎市東町187－10　国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所高崎出張所　電話027－322－2597